

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月8日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第36号

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則（令和5年墨田区規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中 「
 同意します
 同意しません（※3） を
」

「
 同意します ➡ 電話番号（※4）
 同意しません（※3） ➡ その他の連絡先

に、

「
（※3）本意向確認書で「同意しません」と回答した方についても、災害時の円滑な避難支援のため、住所を管轄する警察署、消防署及び民生委員には、平常時から名簿情報を提供します。
」

を

「
（※3）本意向確認書で「同意しません」と回答した方についても、災害時の円滑な避難支援のため、住所を管轄する警察署、消防署及び民生委員には、平常時から名簿情報を提供します。

（※4）本意向確認書で「同意します」又は「同意しません」と回答した方は、電話番号等の記載をお願いします。
」

に改める。

付 則

この規則は、令和8年5月18日から施行する。